

## 【地区回覧】まずは自分の家の周りの危険性を確認しましょう！

近年、台風や局地的豪雨などにより、土砂災害が頻繁に発生しています。また、令和2年2月に神奈川県逗子市の市道で発生した斜面崩壊のように、降雨がなくても突然崩れることがあります。

静岡県では、これら土砂災害の危険性がある箇所を**土砂災害警戒区域**に指定しました。

まずは、自分の家の周りなどの危険性がある箇所を**ハザードマップ**や**インターネット**で**確認**し、大雨の際には、**早めの避難を心掛けましょう**。また、土砂災害の危険性がある斜面等の土地をお持ちの方は、日頃から安全確認をしていただき、前兆現象など危険を感じた場合は、「**土砂災害110番**」を活用するなど、連絡をお願いします。



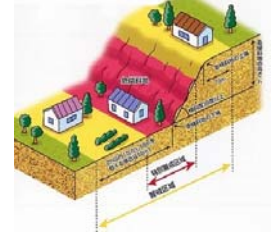
↑台風19号でのがけ崩れ(静岡市清水区)



↑神奈川県逗子市の市道崩落事故

【土砂災害警戒区域とは？】

土砂災害防止法に基づき、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域を指定します。この区域では、各市町がハザードマップを作成するなど、警戒避難体制が整備されます。



## 自分の家やその周りが危険かどうか確認してみましょう！

ハザードマップで確認

市町が配布する  
ハザードマップで確認



インターネットで確認

県砂防課HPで確認

静岡県砂防課 検索



土砂災害警戒区域などを確認できます



## いつもと違うなと感じたらすぐ避難(前兆現象)

土石流の場合



●山鳴りがする。



●急に川の水が濁り  
流木が混ざる



●雨が降り続いて  
いるのに川の  
水位が下がる

地すべりの場合



●地面にひび割れが  
できる



●斜面から水が  
ふき出す



●沢の水や井戸水が  
濁る

【注意事項】

土砂災害の前に必ず前兆現象が起こるとは限りません。また、確認のために、危険な場所・危険な時に近づかないでください。

がけ崩れの場合



●がけに亀裂が  
できる



●がけから水が  
わき出している



●がけから小石が  
バラバラと落ちる

## 土砂災害110番

「土砂災害110番」は、住民からの平常時の問合せや、災害時の前兆現象・災害情報の通報を受け、情報の共有(住民と行政との情報の相互通報)や早急かつ適切な対応を実施することを目的に設置した土砂災害の相談窓口です。

土砂災害に関する情報は県の土木事務所や市町までご連絡ください

土砂災害110番(土砂災害相談窓口)

砂防課	054-221-3044	静岡土木事務所	054-286-9321
下田土木事務所	0558-24-2112	島田土木事務所	0547-37-5272
熱海土木事務所	0557-82-9171	袋井土木事務所	0538-42-3216
沼津土木事務所	055-920-2212	浜松土木事務所	053-458-7266
富士土木事務所	0545-65-2794	市町の「土砂災害110番」もご利用ください	

気づいたらすぐに  
「土砂災害110番」へ連絡

「土砂災害110番」を受け、必要に応じて県・市町職員が現地を確認します。





# 土砂災害の避難行動

## 土砂災害警戒情報や避難情報が発表されたら早めの避難

### ○ 避難行動の基本

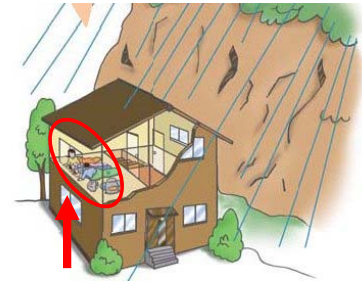
- ・ 市町が指定する避難場所や親戚、友人の家への避難

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から親戚や友人の家等に避難する場合、当該家屋が土砂災害警戒区域外であることを確認した上で避難して下さい。



### ○ 豪雨などで避難場所への避難が困難な場合

- ・ 近隣の頑丈な建物(鉄筋コンクリート造等)の高層階に緊急避難



### ○ それでも避難が難しい場合

- ・ 自分の家の二階以上の崖から離れた部屋など少しでも安全な場所への避難

あらかじめ市町のハザードマップなどで避難場所・避難経路を確認し、夜間や豪雨になる前に早めの避難を心掛けましょう。

また、土砂災害は命に関わる危険な災害です。このため、新型コロナウイルス感染拡大防止に御協力をいただいている状況においても、土砂災害の危険性が高い場所にお住まいの方は、命を守るため、ためらわず避難して下さい。

## 土砂災害発生時の避難行動のイメージ図

